

令和6(2024)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和6(2024)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和6(2024)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業

2 業務の目的

栃木県内の文化財の適切な保存・修理、活用の促進を目的に、文化財所有者や地域伝統文化の継承に取り組む団体等に対し、セミナーの開催やアドバイザーの派遣により、クラウドファンディングをはじめとする新たな資金調達方法の普及・促進を図る。

なお、本業務は、とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業の一部を委託により実施するものである。（「8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について」参照）

3 委託料

3,346,739 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月14日（金）まで

5 業務内容

（1）文化財保護のための資金調達セミナー（仮称）開催業務

文化財保護において活用される資金調達方法等を紹介し、所有者等による新たな資金調達の実施を促進する。

ア セミナーの開催

（ア）セミナーの対象者は、文化財所有者、地域伝統文化の継承に取り組む団体、市町文化財担当者等とする。

（イ）セミナーは、同一テーマにより3回開催すること。

（ウ）セミナーは、8月までに実施することを基本とし、県と受託者で協議の上で開催時期を決定すること。

（エ）開催時間は、1回2時間程度とする。

（オ）開催会場は、県央、県南、県北の3カ所とし、具体的な場所については県の指示に従うこと。

（カ）セミナーの内容は、文化財保護において活用される資金調達方法等を紹介するものとし（先進事例の紹介等も含む）、所有者等による新たな資金調達の実施に資するものとする。詳細については企画提案内容を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定すること。

- (キ) セミナーに必要な設備・備品・消耗品等については、事前に県と協議の上、準備すること。
- (ク) セミナーは対面を原則とする。ただし、セミナー内容により講師のオンラインによる参加が適当と考えられる場合には対応すること。
- (ケ) セミナーの進行シナリオを作成すること。
- (コ) 開催案内を 600 枚作成し、文化財所有者等（約 500 力所）に送付すること。

イ セミナー資料の作成

- (ア) セミナーで使用する資料は、県及び講師等と事前協議の上、受託者が作成すること。

ウ 講師の選定等

- (ア) 受託者は、以下の内容に精通した者を講師として選定し、県と調整の上、決定すること。

- ① 文化財の保存活用に対し導入可能な資金調達方法（クラウドファンディング等）
- ② 文化財の価値及びその保存・活用
- ③ 文化財の価値や魅力への発信
- ④ 文化財の保存活用に係るクラウドファンディングの実施経験

- (イ) (ア) のほか、県は講師を指定できるものとする。

- (ウ) (ア) (イ) に基づく講師を各回 3 名程度派遣すること。

- (エ) 講師の派遣について、依頼及び交渉を行うこと。

- (オ) 講師への報償費及び交通費等について負担すること。

エ 管理運営

- (ア) 業務を適切に管理・運営すること。

- (イ) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。

(2) 文化財保護のための資金調達アドバイザー派遣業務

文化財保護において活用される資金調達方法をアドバイスし、所有者等による新たな資金調達の実施を促進する。

ア アドバイザーの派遣

- (ア) アドバイザーの派遣対象者は、文化財所有者、地域伝統文化の継承に取り組む団体等とする。

- (イ) 派遣先は 5 か所を上限とし、1 か所当たりの派遣回数は 5 回（アドバイザー延べ 5 名）程度とする。

- (ウ) 派遣希望者の意向等を踏まえ、予め県と協議の上、アドバイザーを派遣すること。

- (エ) アドバイザーの従事する業務は以下のとおりとする。

- ① 個々の文化財の内容や特性等に即した適切な資金調達方法に係るアドバイス。
- ② クラウドファンディングに関するアドバイスにおいては、制度の詳細説明や、魅力あるリターン等の造成、歴史的背景やストーリー性を考慮した文化財の魅力発信を助言し、寄付者への訴求力の強化を図ること。

- (オ) 派遣先の会場及び必要な設備・備品については、県と協議の上、準備すること。

- (カ) 派遣の際の進行管理・撮影記録等を行うこと。

- (キ) 派遣を行うごとに、派遣結果（派遣希望者から受けた相談等及び、それに対するアド

バイス等)をまとめ、県に提出すること。

イ アドバイザーの選定

(ア) 受託者は以下の内容に精通した者をアドバイザーとして選定し、県と調整の上、決定すること。

- ① 文化財の保存活用に対し導入可能な資金調達方法（クラウドファンディング等）
- ② 文化財の価値及びその保存・活用
- ③ 文化財の価値や魅力への発信

(イ) (ア)に基づき選定するアドバイザーは、5(1)ウにより選定する講師と同一でも可とする。

(ウ) (ア)のほか、県はアドバイザーを指定できるものとする。

(エ) アドバイザーの派遣について、依頼及び交渉を行うこと。

(オ) アドバイザーへの報償費及び交通費等について負担すること。

ウ 管理運営

(ア) 業務を適切に管理・運営すること。

(イ) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。

(3) 報告書作成

すべての事業が終了した後、各事業の報告書を作成し、電子データ(PDFファイル)で納品すること。なお、報告書には各事業当日の記録写真を含むこと。

6 委託料の支払い

精算払とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 県が必要と認める軽微な事項については、この仕様書に定めのない事項であっても、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者で協議の上、処理するものとする。

8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について

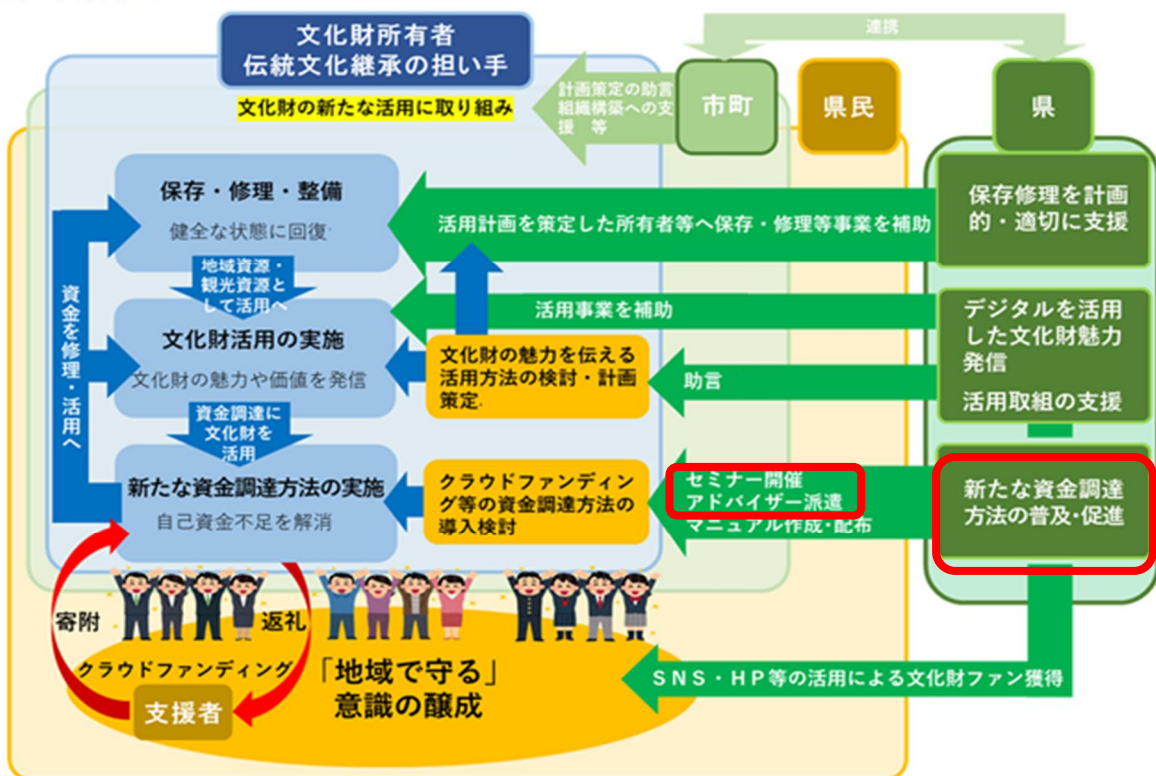
(1) 事業概要

保存と活用の好循環により、文化財が地域に支えられ後世に継承されていくための3つの視点を設定し、事業を実施する。



二令和6(2024)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業

(2) 事業イメージ



二令和6(2024)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業